

国保総合システムの次期更改に対する国の財政支援について

四 国 部 会 提 出
説 明 担 当 高 松 市

(理 由)

国保連合会・国保中央会が開発・運用している国保総合システムは、国保制度等の基盤を支える極めて公共性の高い重要なインフラであるが、令和6年3月に機器の保守期限が到来するため、システムの更改を行うこととしている。

こうした中、国保総合システムの在り方については、政府の規則改革実施計画及び厚生労働省の検討会等において、クラウドサービスの利用や支払基金新システムとの整合性の確保等が求められている。

しかしながら、これらの改革を実現するためには、国保総合システムの更改内容を大幅に見直す必要があるが、国保中央会の試算によると、国保連合会・国保中央会が準備している財源を全額充てても、令和4年度・令和5年度の合計で百数十億円もの財源不足が生じる見込みである。

国保連合会では、その不足財源を賄うためには、保険者等から徴収する審査支払手数料等を引き上げて対応せざるを得ない状況であるが、国保保険者及び後期高齢者医療広域連合は財源基盤が脆弱な上、新型コロナウイルス感染症の影響により被保険者の所得が下がっており、この費用を保険料（税）の引上げで負担することは到底不可能である。

よって、国においては、次期国保総合システムの更改に係る費用について、厚生労働省等の意向を踏まえ改革することから、保険者や被保険者に負担を生じさせることなく、必要な財政措置を講じるよう強く要望する。